

# 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

## 令別表第1

- 一、両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの
  - 二、両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
  - 三、両上肢の機能に著しい障害を有するもの
  - 四、両上肢のすべての指を欠くもの
  - 五、両下肢の用を全く廃したもの
  - 六、両大腿を2分の1以上失ったもの
  - 七、体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
  - 八、前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
  - 九、精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
  - 十、身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

## 令別表第2

- 一、次に掲げる視覚障害
    - イ、両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの
    - ロ、一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
    - ハ、ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの
    - ニ、自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
  - 二、両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
  - 三、両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
  - 四、両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
  - 五、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
  - 六、前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
  - 七、精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 令別表第1の備考と同じ。

## 別表A

- 一、両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの又は一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- 二、両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
- 三、平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- 四、そしゃく機能を失ったもの
- 五、音声又は言語機能を失ったもの
- 六、両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- 七、一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
- 八、一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- 九、体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 十、前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 十一、精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

## 日常生活動作評価表

1. タオルを絞る（水をきれ程度）
  2. とじひもを結ぶ
  3. かぶりシャツを着て脱ぐ
  4. ワイシャツのボタンをとめる
  5. 座る（正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する）
  6. 立ち上がる
  7. 片足で立つ
  8. 階段の昇降
- （備考）おおむね全介助2点・半介助1点・介助なし0点とする。

## 日常生活能力判定表

1. 食事
  2. 用便（月経）の始末
  3. 衣服の着脱
  4. 簡単な買物
  5. 家族との会話
  6. 家族以外の者との会話
  7. 刃物・火の危険
  8. 戸外での危険から身を守る（交通事故）
- （備考）日常生活動作評価表の備考に準じる。